

会に付託されました議案の審査の結果についてであります。各常任委員長、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

なお、議案第1号には、反対2名と賛成2名、請願第2号には賛成1名、請願第3号には賛成1名、請願第5号には賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、予算案1件、人事案件3件、議会案2件であります。

審査の方法につきましては、付託議案の表決終了後に、議長より委員会付託を省略し、全員による審査を諮っていただき、決定後、予算案及び議会案については提案説明、質疑、討論、表決の順でご審査くださるようお願いいたします。

+ また、人事案件については、申し合わせにより、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審査終了後、議長より議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申入書を発議いただき、これを採決いただきます。

最後に市長のあいさつを受け、本定例会を閉会することといたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして、議会運営委員会において協議・決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

鈴木良雄議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第13号 字の区域及び名称の変更について外29件

鈴木良雄議長 日程第1、議案第13号、字の区域及び名称の変更についてより、日程第30、議案第10号、平成16年度長井市水道事業会計予算までの、以上30件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

+ 鈴木良雄議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

それでは、総務・文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成16年、第1回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案3件、請願2件並びに継続審査となっております請願1件の、以上6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、所管課長並びに紹介議員の出席を求め審査いたしております。

それでは、初めに、議案第13号、字の区域及び名称の変更について申し上げます。

審査にあたり、農林課長からは、寺泉地区の一部における国土調査法に基づく地籍調査を行ったところ、従来定めていた字の境界が、長い年月を経て現状にそぐわない区画になっていることが判明したことから、現地調査結果を踏まえ、現況に即した字の区域と名称の変更を行うものであるとの説明を受けたところでございます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

審査にあたり、総務課長からは、本案は、所得税法等の改正により、消費税相当額を含む総額表示の義務づけの規定が設けられたことに伴い、文化会館使用料と公園使用料を総額表示に改めるものであるとの説明を受けたところでございます。

質疑に入り、委員からは、消費税も明記した方がわかりやすく、料金表示はすべて統一すべきである、との質疑がなされ、総務課長からは、納付者に理解が得られるように関係する所管課と十分協議をし、統一していききたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、芸術文化活動の振興のため、旧西置賜郡役所を文教の杜の施設として活用を図るため、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査にあたり、文化生涯学習課長からは、現在、改修中の旧西置賜郡役所を4月1日から

市民に開放するため、会議室、展示室としての使用料を定めるものであり、料金は、歴史的建造物であることから、午前、午後1,000円、全日2,000円とし、少し高目に設定したとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、時間外でも利用可能ということであるが、利用者が多くなった場合、本当に対応できるのか心配であるとの質疑がなされ、教育長からは、当面は現体制で管理していきたいと考えているが、夜間利用が恒常的となり、職員だけでは対応できない状態が生じた場合は、速やかに体制を見直し、職員を増員するなど対策を講じ、対処していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、併設している西側の建物は、老朽化し危険な状態となっており、利用者が出入りする中で、今後の整備計画はどうなっているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、トイレ等があり封鎖することはできないので、立ち入らないよう防止策を講じる必要があると思っている。整備するには予算が伴うため、時期はわからないが、財政当局と協議を行い、早期に検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、万全な体制でスタートするのではないので、今の状態で供用していくことが非常に心配である。教育委員会でしっかり年次計画を立て、整備をしていくこと。そして、早急に委託先の財団法人文教の杜ながいと協議し、万全な管理体制を確保しておくこと。さらに、問題があれば早急に解消することの意見を付して、本案には賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号、イラクに派兵された自衛隊の撤退を求める請願について申し上げます。

+

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。

本請願の趣旨は、自衛隊のイラク派兵は、憲法第9条に違反した戦後最大の違憲行為であり、イラク特別措置法にも反するものである。即時イラク派兵を撤退させ、軍事占領の終結とイラク人自身による自治の回復、国際人道支援の強化に取り組むよう、意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑もなく、討論に入り、委員からは、この自衛隊のイラク派遣は、平和憲法を蹂躪した違法行為であり、戦争終結宣言以降もイラク国内は戦闘が頻発し、アメリカ軍兵士が400名以上も死亡している。一番許せないのは、今もイラク国民が巻き込まれて犠牲者が出ており、事態は泥沼化している状況である。今、日本の果たす役割は、渦中に加担するのではなく、一刻早くイラク国民の手による自治の確立とイラク国民の意思に沿った復興支援を行うべきであり、本請願については、早急に採択し、即刻自衛隊を撤退するよう政府機関に意見書を提出すべきものと意見が出されたところであります。

また、委員からは、イラクは混乱状態が続いており、イラク国民は悲惨な生活を送っている状況にある。日本は、国連を中心とした人道的、復興支援を行うことを強く働きかけるべきであり、イラク国民の手による1日も早い自治の回復に努め、国際的な役割を果たしていくことである。イラク国民が切実に望んでいることを国際的に行っていくことをむしろ日本政府に求めていくことが、今、求められているとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、イラク派兵は国会で議決されたイラク特別措置法により派遣されたものであり、違法行為ではないと言える。イ

ラクの人々だけではどうしても対応できない状態であることから、復興支援を行うものである。早くイラク国民自身による自治の秩序が回避され、1日も早く全自衛隊員が無事帰国されるよう願い祈るのが、我々国民の責務であると思う。自衛隊は、国民の安全を願って命がけで復興支援に燃えているので、今ここで撤退すべきではなく、任務を全うすべきであるとの意見が出されたところでございます。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号、理想の学校給食を実現するための請願について申し上げます。

本請願は、学校給食を考える長井・西置賜の会代表委員、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。

本請願の趣旨は、今、学校給食の調理業務が民間に委託されようとしているが、単に安上がりの学校給食を目指すものである。しかも将来的には、食材の調達や献立の作成を含めた全面委託に発展する恐れがあり、市が学校給食から撤退してしまう危険性も含んでいる。

学校給食は、教育の一環であり、教育である以上行政が責任を持って、食の安全、食の教育について責任をしっかりと果たすべきである。については、子供たちにとって理想の学校給食とはどうあるべきかについて、調査、研究と、実現手法の検討を学校給食調理場運営委員会に諮問し、老朽化した施設設備の早急な改修を実施していただきたいとするものであります。

審査に入り、委員からは、将来的に全面委託に発展する恐れがあると言っているが、行財政改革推進委員会や教育委員会の協議の中で具体的に発言があり、本請願が出されたのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、協議録にも記載されているので、この表現は間違い

ではないと思うとの説明を受けたところであり  
ます。

また、委員からは、推進委員会や教育委員会  
の協議の中で、具体的な発言があったと理解  
してよいのか、また、完全自給給食は現実的  
にできるのかとの質疑がなされ、教育長から  
は、協議会では最終的に意思統一されたとい  
うことが大事であり、議論の過程でさまざま  
な発言があった。一個人の意見を取り上げる  
べきものではないと思う。自校給食の完全自  
給給食については、食材の生産や流通、購入  
等を考えれば、できるだけ地産地消の考え方  
で拡大していくことはできるが、完全な形に  
するのは不可能であると思っているとの答弁  
を受けたところであります。

また、委員からは、教育委員会の理想とする  
給食は、自校方式と理解してよいのかとの質  
疑がなされ、学校給食共同調理場長からは、  
基本的な考えは報告書にもあるように自校方  
式であるが、現実を見つめた中では、これま  
で36年ほど共同調理場方式をやってきた実績  
もあるので、限られた中で理想とする学校給  
食を実施していくことが一番重要なことだと  
思っているとの説明を受けたところでありま  
す。

さらに、委員からは、運営委員会には具体的  
にどういう形で諮問されるのかとの質疑がな  
され、紹介議員からは、学校給食が一部とは  
いえ民間に委託する方法で進んでおり、学校  
給食の必要性や本旨が今忘れられようとし  
ている。教育の一環として大切な子供たちの学  
校給食はどうあるべきか、運営委員会で十分  
議論検討を加え、教育委員会にしっかり意見  
を述べてほしいということではないかと思う  
との説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、これまで母親給食  
を目指し、工夫をしながら子供たちに給食を  
提供してきたが、残念ながら搬送部門と調理

部門が民間委託され、理想からは遠ざかりつ  
つある現状である。継続してこれからもしっ  
かり議論し、理想とする学校給食を追求して  
いくことが大切であり、実現に向けて力を尽  
くすのが行政の責務と考える。以上の理由に  
より、本請願については、採択すべきもので  
あるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、理想とする学校給食のあ  
り方の調査、研究を学校給食共同調理場運営  
委員会に諮問していくというのは、違うと思  
う。同運営委員会は、運営にかかわること  
について協議するところであり、市長局、教育  
委員会に諮問すべきである。また、施設整備  
面についても、ドライ運用の導入を検討中  
であるので、本請願については反対であるとの  
意見が出されたところであります。

また、委員からは、紹介議員からの真摯な説  
明をいただき、この請願は学校給食に対する  
思い、願いが込められている請願であると理  
解されるので、本請願については、賛成であ  
るとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、学校給食は教育の一環  
であり、食品、食材について正しい知識を幼  
児期から養うことも食育の一つであり、また、  
食べるマナーを教えることも大切なことであ  
る。学校だけでなく、家庭、地域全体で取り  
組んでいく必要があると考える。

また、学校給食の今までの変遷を考えると、  
食するという原点に立ち返れば、どなたが給  
食をつくろうとも問題はないと思っている。  
どの部門を民間委託しても学校給食に携る皆  
さんが努力さえすれば、理想の学校給食は追  
求できることだと認識を持っているので、本  
請願については、反対であるとの意見が出さ  
れたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数で不採択と  
すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査になっております請願第6号、

菅原白龍記念館建設に関する請願書について申し上げます。

本請願は、菅原白龍生誕記念事業協賛会会長、梅津幸男氏より提出されたもので、12月定例会において継続審査となっていたものであります。

質疑に入り、委員からは、まず菅原家当主が所有している作品等を市の指定文化財に指定する方法も考えられるが、ことしか、来年、教育委員会で取り組む考えはないかとの質疑がなされ、教育長からは、学芸委員の方に鑑定を依頼し、菅原家にある遺品の中で、市指定文化財にふさわしい作品があれば、文化財調査会に諮問し、指定していくことはある程度はできるとするとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、菅原白龍は、長井市が生んだ偉大な南画家・書家であり、郷土に残る多くの貴重な作品等が散乱することなく、まとめて保存、管理し、市民や当市を訪れる方々に鑑賞いただくことができる体制をつくることは必要であり、目指していかなければならないことだと思ふ。さらに、教育委員会では、早急に、作品、生家を含めた記念館をどうするか、年次計画を策定し、無理のないやり方で進めていくことを望み、本請願については採択すべきであるとの考えが出されたところであります。また、請願者には、すぐに実現できる状態ではないことを理解していただくことも必要であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの報告に対して、ご質疑ございませ

んか。

17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 請願第5号の理想の学校給食を実現するための請願について、委員長に1件だけお聞かせを願いたいと思ひますが、請願項目の1番の中で、学校給食共同調理場運営委員会に諮問することという部分については、先ほどの趣旨でいきますと、余りなじまないというようなことの報告だったように思ひます。

長井市学校給食共同調理場設置条例施行規則の中に、こういった共同調理場の問題などについて、給食のあり方などについて、この組織の中で、運営委員の中で検討するようにこの規則ではなっていると思ひます。私も改めて読んでまいりましたけれども、ならばこの運営委員に何を審議させるのでしょうかというあたりについては質疑なされませんか。

鈴木良雄議長 安部 隆総務・文教常任委員長。安部 隆総務・文教常任委員長 お答えします。

ただいまの質問ですけれども、共同調理場の運営委員会の法的中身については、委員会の中では話は出ませんでした。先ほど私が報告しましたような内容であります。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 今言ったように、規則がちゃんとあるんですね。市民の意見を聞く場というのは、この組織しか私はないのだと思ひます。条例の中で設置している規則の中ではね。そういう規則の中身は、どういう規則があるかはわかっていて議論したのでしょうか。それとも、何もそういう資料なんか出さないで、こういう運営委員会で検討するような中身でないような気がする程度で終わったのでしょうか。そこはどうですか。

鈴木良雄議長 安部 隆総務・文教常任委員長。安部 隆総務・文教常任委員長 お答えいたし

ますけれども、その辺の法的な資料はなかったです。ただ、当局からは、この自校方式という考え方であると、基本的には、42年にいろいろそういったところが議論され、共同調理場方式に変更し、共同調理場が運営をしているというようなところでは、そういうようなことも中では深く話されたというようなことだけで、法的なものの中での検討はなかったです。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、日程第1、議案第13号、字の区域及び名称の変更についての1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、議案13号は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第19号、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、議案第19号は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務・文教委員長報

告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第23号、長井市文教の杜ながい設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、議案第23号は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第2号、イラクに派兵された自衛隊の撤退を求める請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 請願第2号、イラクに派兵された自衛隊の撤退を求める請願に、積極的賛成の立場で意見を申し上げます。

本請願は、西置賜地域の平和運動を推進する西置賜平和センターから提出されたものであります。昨年3月20日に、イラクに対して米・英軍による戦闘攻撃が開始され、1年が経過をしました。この間、イラク攻撃の最大の理由としたもともと存在しないことが明らか大量殺りく兵器が見つかるはずもなく、イラク攻撃やイラクの支配には、一片の正義もないことが明白であります、と述べているとおり、国際的にも正義がなく、日本国憲法はもとより、国内の特別立法にも反する、自衛隊のイラク派兵を一刻も早く撤退すべしとしたものであり、異論を挟む余地がないものと考えます。

さらに、戦後復興の支援との法律を掲げているわけですが、最近の報道でも明らかなよう

に、戦闘地域と非戦闘地域の区別が全くできないばかりか、大量の劣化ウラン弾が使用されたことが報告され、自衛隊員も例外なく低線量被爆すると言われていました。

派兵されている部隊は、北海道を初め、主に日本の中での北部地域の部隊を中心に組織されています。なぜ、暖かい雪のない国に派兵するのに、雪上訓練を積んでいる北部の隊員なのか疑問のあるところですが、比較的南部の部隊は、近隣アジア地域の有事のときのために、対外的に力量を知られたくないのと、もう一つは、かつて旧ソ連の脅威という言葉で、現在のロシアとのアメリカを中心とした軍事的あつれきを理由に、北部地域の自衛隊を増強してきましたが、世界の情勢として、米ソの関係は冷戦関係ではなくなり、日米安保条約による自衛隊の果たすべき役割もまた小さくなったのであります。

これを簡単に表現しますと、比較的に暇な部隊を中心に、派兵部隊が組織されたというのが軍事評論家の見方であります。

また、現地イラクからのレポートも報道されますが、マスコミ関係の報道に関する規制がしかれ、何が正しいか判断しにくくされていることも一方ではあります。しかし、先日、「ニュース23」の「この戦争の正体」という番組では、イラク以外の外国人総隊が危険にさらされているとの報道でありました。

また、早稲田大学法学部教授、水島朝穂さんは、イラク派兵の自衛隊への中でこのように言うております。大義のない戦争に参加してはならない。自衛官に呼びかける。今からでも遅くはない。間違っている。イラク派兵命令に応じてはならない。あなたたちが嫌だと拒否しても、あなたたちを罰する法律はまだないのだ。続けて、怖いのか、臆病者めと言われたら、はい、怖いですと答えられる社会は健全である。笑って死んでいきます。喜ん

でお国に命を捧げますということが、当然視される社会は異様である。平和ボケよりも、軍事中毒の方がはるかに有害である。健全な恐怖心は、社会がそうした誤りに陥らないためのバロメーターとも言える、と言っているように、派兵されてしまったのだから、もう遅いなどということは、絶対にあり得ません。

さらに、3月15日、山形新聞夕刊の「私の主張」の若者の声ということで、南陽高校1年、長岡宏幸さんは、世界に類のない平和憲法を守れとして、次のように書いております。今、イラクに派兵されている自衛隊、機関銃を背負い、イラクの地を侵攻する姿は、憲法9条に違反しているのではないかと思う。イラクを復興しなければならなくなったのは、確認もされていない大量破壊兵器をめぐって、アメリカ、イギリスが国連の採決もなしに始めたのが原因なのだから、最後まで復興支援などをしなければならぬのではないだろうか。また、話し合いによる解決の余地もあったのではないだろうか。戦争は悲劇しか生まない。だからこそ、戦争を起こしてはいけないと思う。もしもアメリカの起こす戦争は、この国に対してアメリカ型の経済を押しつけるため、アメリカの偉大さを見せつけるためのような気がする。あげくの果てには、大量破壊兵器の証拠がないという証言が出てきて、これでは済まないと思う。やはり、日本は憲法9条を守り、アメリカなど、この戦争を起こした国々が復興支援などの責任をとらなくてはいけないと思う。世界に類がない平和憲法を持っているのだから、日本は世界のピースメーカーとなるべくこの憲法を守っていかなければならないと思う。このようにまだ16年の人生経験しかない若者が、精いっぱい書いたことを思い、感銘しました。今、与えられた情報の中で、普通に考えればこのようなことだろうと私は思います。

また、ブッシュ大統領の最近の発言は、サダム・フセインは、大量破壊兵器をつくる能力があったなどとの発言であり、さらに開戦1年になったことを踏まえ、新たなテロを防止するために、イラクへの開戦は正しかったと演説しています。

しかし、国連決議のないこの戦争で、少なくともイラク国民は8,000人以上、1万2,000人未満が死亡し、テロも含め、この戦争でアメリカ軍は550人以上が死亡したとのことのようにです。大規模戦闘が終わったとはいえ、イラク国内、または国外においても、ほとんど毎日のようにテロと呼ばれる戦闘行為が繰り返されていることを見れば、拡大傾向にあると見なければなりません。小泉首相も、テロに屈することなくなどと言っていますが、だれがテロ行為をしているかわからない中で、防止や予防の手段が見つかるはずがありません。次の標的は日本かイタリアかサウジアラビアかといったように名指しをしていますが、イラクに対する米・英軍の理由なき攻撃と、それに追従する国を攻撃の対象としているのであります。

もちろん、テロ行為が、国際的にも人道的にも許されてはいいはずはありません。しかし、米・英軍の国連決議のないイラク攻撃と、追従する国々によって、こういった世界の不安定な情勢ができたと考えられます。

自衛隊が撤退することは、テロに屈したことにはなりません。世界平和のためには、一人一人がやれることはたくさんあります。本請願も自分の置かれている立場などを最前列に置かず、普通に考えれば全員に賛同いただける請願であると考えています。議員諸侯の賛同を賜りますようお願いをし、請願第2号に対して賛成のご意見を申し上げます。よろしくご賛同お願いいたします。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わ

りました。

これより採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、請願第2号は、不採択であります。

原案について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第5号、理想の学校給食を実現するための請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 請願第5号、理想の学校給食を実現するための請願について賛成のご意見を申し上げます。

本請願は、長井市の学校給食の調理業務が、中央大手の事業者に委託しようとしているときでもあり、学校給食をこれまでのように続けていただけるだろうかという不安と疑問からなされた請願であると考えます。

さらに加えて、施設設備の老朽化により、安全・安心の給食を提供しなければなりません。衛生管理上問題がないかといった心配と指摘がなされているものと理解しています。

旧文部省が発行した「学校給食指導の手引き」の学校給食の役割の中で、栄養のバランスのとれた豊かな学校給食、望ましい食習慣を形成する学校給食、人間関係を豊かにする学校給食、多様な教育効果のある学校給食の4項目について詳細に述べられ、その役割の重要性を説いています。

本請願の記述であります1では、その重要な学校給食とはどうあるべきかについて調査・研究、その実現方法について、学校給食共同調理場運営委員会に諮問することということ

+



であり、総務常任委員会の審査結果報告では、趣旨的にこの委員会に諮問することは、なじまないのではないかとし、不採択ということではありますが、調理場に関する市民の意見を聞く場としては、この期間しかないのではないかと思います。ご承知のとおり、長井市学校給食共同調理場設置条例施行規則によりますと、1、小・中学校の校長及び教職員、2、小・中学校PTA会長、3、学識経験者の17人以内で構成をされております。

規則第5条の運営委員の職務の第1項において、運営委員会は共同調理場の運営に関する重要事項について審議し、場長に助言し、または教育委員会に意見を述べるができる。第2項、前項の審議を行うため、これに必要な調査、研究を行うと定められているとおり、調理業務を委託するか否かにかかわらず、いわば市民の代表組織である運営委員会において、調理場が存在する限り、永続的に調査、研究をしなければならないわけですから、なじまないなどというのはまさに見間違いと言わなければなりません。

さらに、2の請願事項は、老朽化により、改善の必要な調理場の施設設備面における問題を洗い出し、ドライシステムの導入や、施設設備の改修などを早急に行うこととのことではありますが、長井市の学校給食についてという教育委員会の報告によりますと、当調理場は、昭和42年に建設され、既に35年が経過し、建物並びに設備についても、設備の老朽化が進行している。建設当時、主流であった床を水で洗い流すウェットシステムを採用しているが、現在は、床を乾いた状態を使用し、床からはね水による二次汚染の防止や細菌の増殖を防止するドライシステムが、衛生管理基準に採用されている。途中、省略しまして、設備についても、更新計画について、更新を実施する予定であるが、将来にはしつ

かりとした建設計画を立て、全面改築を行うことが不可欠であるとしています。

このように見ていきますと、市民の請願の記述を素直に読んでいけば、規則や教育委員会が出している方針と何ら反するものではなく、まさに子供たちの学校給食を豊かにするための提言であると考えなければならない請願であります。

総務・文教常任委員会の審査の過程において、何らかの作為をもって審査が行われたように思えてなりません。市民の請願に対しては、先入観をして、公平、平等な立場で審査をすべきであると考えます。

これまで述べましたように、請願の2項目については大変わかりやすく、何ら反論の余地がないと考え、採択すべきであり、賛成の討論といたします。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、請願第5号は、不採択であります。

原案について、採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、継続審査となっております請願第6号、菅原白龍記念館建設に関する請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論終結し、採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、請願第6号は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

#### 厚生常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

蒲生光男厚生常任委員長 今期、第1回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件、請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、初めに議案第14号、せせらぎの家用地の取得について申し上げます。

本案は、せせらぎの家用地として、長井市土地開発公社が代行取得をしていた土地を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、取得しようとする財産の面積、取得予定価格等の説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この用地の取得時期はいつか、との質疑に、福祉事務所長から、予算書の調書に記載あるとおり、平成6年取得との答弁がなされたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、長井市ポイ捨て等防止条例の設定について申し上げます。

本案は、空き缶・吸い殻等の散乱を防止する

ことで、環境の美化を図り、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として提案されたものであります。

審査に際し市民課長からは、市民、市内を通過する者及び公民館活動等も含め、事業活動を行う者すべてにポイ捨て・ふんの放置、印刷物の散乱防止の規制をかけ、違反者には勧告・命令をし、従わない者については、市報等による公表や手数料の徴収を行い、悪質な者に対しては過料を科す、との説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、「指定する職員」の定義とその職務が指導・助言から調査・報告まですべてであるか、との質疑に対し、市民課長から、「指定する職員」とは、道路管理者・河川管理者など市の管理側にいる職員及び関係部局の職員と考えていること。職務のうち、美化推進員と指導・助言で重なる部分がある、との答弁がなされました。

また委員からは、美化推進員を選ぶ基準、位置づけの質疑に、環境美化に理解と熱意のある、あやめ公園等の清掃ボランティアの方々、清掃登山をやっている山岳団体の方々、あるいは最上川フォーラム等の方々との相談や公募をしながらお願いをする、との答弁がなされました。

さらに委員から、「指定する職員」が過料を科すことについて、県などでの上位法との関連づけ、東京都千代田区での条例施行を見ても、管理職対応では限界があること。実効性の面から、市外の人へ周知の方法はどうか、また印刷物の散乱防止に関し、公職選挙法に基いて配布した印刷物について、受け取った後、悪意をもって捨てた場合の責任の所在についての質疑に、本条例が環境基本計画に基づいていること。過料は、手数料未払い者に対してであり、罰金とは区別したいこと。印刷物については、取得をして自分のも